



問1 当社では、倉庫内において、フレコンバツク（材料を詰めたもの…高さ80cm）を一時保管のためフォークリフトを用いて2段以上の積み上げ等の作業を行っています。法的な規制はありますか。

答1 労働安全衛生法（以下「法」という）では、はい。とは「倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く）の集団」のことをいい（施行令第6条12号）、はい作業とは、はい付け（荷の積み上げ）、はいくずし（荷の積み下ろし）のことと定義しています。

問2 はい作業に関する具体的な規則はありますか。

答2 はい。の荷崩れ等の危険を防止するため次のような規則があります。まず、高さ2m以上のはい付け又は、はいくずし作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く）を行う場合は、はい作業主任者技能講習を修了した者のうちから「はい作業主任者」を選任する必要があります。（法第14条施行令6条12号労働安全衛生規則（以下「安規」という）第428条）

問3 はい作業の職務として、

1、作業の方法及び順序を決定し、作業を直接指揮すること

2、器具、工具を点検し、不良品を取り除くこと

3、当該作業を行う箇所を通行させるため、その者に必要な事項を指示すること

4、はいくずしの作業を行うときは、はいの崩壊の危険のないことを確認した後、当該作業の着手を指示すること

などが規定されています。（安規第429条）

なお、荷役機械としては、フォークリフト、フォークローダー、天井走行クレーン、移動式クレーンなどがあります。

また、荷姿としては、①袋物②箱物③鋼材④木材⑤コンクリート製品⑥フレキシブルコンテナ⑦その他（巻取紙、ドラム缶など）があります。

そのほか、はい作業の安全を確保するための規則が定められています。（安規第427条～第435条）

問3 安全管理者の選任や定期健康診断結果報告の対象となる「常時50人以上の労働者を使用する」とは、パート、アルバイト、派遣労働者を含めて算出するものでしょうか。

答3 安全管理者、衛生管理者、産業医等を選任すべき規模の基準となる「常時〇〇人以上の労働者を使用する」については、次の通達があります。

「常時使用する労働者とは、日雇労働者、パートタイマー等の臨時的労働者の数を含めて、常態として使用する労働者の数をいうものであること」（昭47・9・18基発第602号）

また、派遣労働者については、次の通達があります。

「派遣先事業者及び派遣元事業者の双方について、それぞれ、派遣中の労働者の数を含めて、常時使用する労働者の数を算出するものであること」（昭61・6・6基発第333号、昭63・10・1基発第652号）

従いまして、パート、アルバイト、派遣労働者を含め規模を算定することになります。

なお、安全委員会、衛生委員会を設置すべき規模の基準の算定も上記と同じです。

（池戸労務安全管理事務所所長 池戸宏光）

「労働Q&A」

ユーザー名 : meihoku
パスワード : meihokumeihoku

ホームページのトップページにある上記ボタンでは、本誌に掲載された労働関係の記事を、カテゴリごとに分類しています。